

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

金融庁
○財務省告示第 号
経済産業省

内閣府
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）
経済産業省

）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。
金融庁
経済産業省

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改 正 後	改 正 前
(別添様式第二号) (第一面) (単位：百万円) OV1：リスク・アセットの概要 [略]	(別添様式第二号) (第一面) (単位：百万円) OV1：リスク・アセットの概要 [同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～ww 略] xx 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第百六十一条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 [yy～ccc 略] 〔(第二面)・(第三面) 略〕 (第四面) (単位：百万円) CR1：資産の信用の質 [略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～ww 同左] xx 項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第百六十一条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 [yy～ccc 同左] 〔(第二面)・(第三面) 同左〕 (第四面) (単位：百万円) CR1：資産の信用の質 [同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率報告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率報告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することという。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～j 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率報告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することという。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率報告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することという。）に係る信用リスクは対象外とする。 [a～j 同左]

イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[1～p 略]

(第五面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融機関の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四十四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十一条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[1～p 同左]

(第五面)

(単位：百万円)

CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四十四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを

[b～i 略]	
(第六面)	
(単位：百万円)	
CR3：信用リスク削減手法	
[略]	
(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率報告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率報告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。	
[a～d 略]	
e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1＋2＋3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率報告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率報告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率報告示第八十八条第一項に規定するデフォルト事由を含む。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。	
[f～m 略]	
(第七面)	
(単位：百万円、%)	

[b～i 同左]	
(第六面)	
(単位：百万円)	
CR3：信用リスク削減手法	
[同左]	
(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率報告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率報告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。	
[a～d 同左]	
e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1＋2＋3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産において自己資本比率報告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率報告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、自己資本比率報告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合については、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率報告示第八十八条第一項に規定するデフォルト事由を含む。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。	
[f～m 同左]	
(第七面)	
(単位：百万円、%)	

C R 4：標準的手法―信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果	
[略]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～ee 略]	
ff 項番 10a	「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）」の項には、延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
[gg～pp 略]	
(第Ⅷ面)	
(単位：百万円)	
C R 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポート	
[略]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～bb 略]	
cc 項番 10a	「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）」の項には、延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
[gg～pp 略]	

C R 4：標準的手法―信用リスク・エクスポートと信用リスク削減手法の効果	
[同左]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～ee 同左]	
ff 項番 10a	「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）」の項には、延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポートをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
[gg～pp 同左]	
(第Ⅷ面)	
(単位：百万円)	
C R 5 a：標準的手法―資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポート	
[同左]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。
[a～bb 同左]	
cc 項番 10a	「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートを除く。）」の項には、延滞エクスポート（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートをいう。ただし、同条第五項により金融

係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd～jj 略]

[(第八面の二) ～ (第二十九面) 略]

(第三十面)

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク	
[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a・b 略]

c この面において「上カ・バラレシント」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バラレシントに関する金利変動幅（ベ－シス・ポイント）」を加える金利シヨツクをいう。

通貨	バラレシントに関する金利変動幅（ベ－シス・ポイント）
[略]	
オーストラリア通貨	350
[略]	
スイス通貨	175
中華人民共和国通貨	225
欧州経済通貨統合参加国通貨	225
英国通貨	275
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	225

再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボ－ジャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd～jj 同左]

[(第八面の二) ～ (第二十九面) 同左]

(第三十面)

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク	
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a・b 同左]

c この面において「上カ・バラレシント」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「バラレシントに関する金利変動幅（ベ－シス・ポイント）」を加える金利シヨツクをいう。

通貨	バラレシントに関する金利変動幅（ベ－シス・ポイント）
[同左]	
オーストラリア通貨	300
[同左]	
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英国通貨	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	200

【略】		
インド通貨		325
【略】		
大韓民国通貨		225
【略】		
サウジアラビア通貨		275
スウェーデン通貨		275
シンガポール通貨		175
【略】		
南アフリカ共和国通貨		325
【略】		

d 【略】

e この面において「ステイナージ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナージ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \underline{S}_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{S}}_{short,c} \cdot e^{\tilde{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\tilde{x}} \right) \right\}$$

$\Delta \underline{S}_{steepener,c}(t)$ は、ステイナージ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{S}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベータ・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベータ・ポイント)
【略】		
オーストラリア通貨	425	300
【略】		

【同左】		
インド通貨		400
【同左】		
大韓民国通貨		300
【同左】		
サウジアラビア通貨		200
スウェーデン通貨		200
シンガポール通貨		150
【同左】		
南アフリカ共和国通貨		400
【同左】		

d 【同左】

e この面において「ステイナージ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナージ化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \underline{R}_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\underline{\tilde{R}}_{short,c} \cdot e^{\tilde{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\tilde{R}}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\tilde{x}} \right) \right\}$$

$\Delta \underline{R}_{steepener,c}(t)$ は、ステイナージ化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\underline{\tilde{R}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベータ・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベータ・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベータ・ポイント)
【同左】		
オーストラリア通貨	450	200
【同左】		

カナダ通貨	<u>275</u>	<u>175</u>
スイス通貨	<u>250</u>	<u>200</u>
【略】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>350</u>	<u>200</u>
英国通貨	<u>425</u>	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>375</u>	<u>200</u>
【略】		
インド通貨	<u>475</u>	<u>225</u>
【略】		
大韓民国通貨	<u>350</u>	<u>225</u>
メキシコ通貨	【略】	<u>200</u>
【略】		
サウジアラビア通貨	<u>375</u>	<u>250</u>
スウェーデン通貨	<u>425</u>	<u>200</u>
シンガポール通貨	<u>250</u>	<u>225</u>
【略】		
アメリカ合衆国通貨	【略】	<u>225</u>
【略】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \tilde{S}_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\tilde{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \tilde{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta \tilde{S}_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \tilde{S}_{short,c}(t) = \tilde{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

カナダ通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
スイス通貨	<u>150</u>	<u>100</u>
【同左】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
英国通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>250</u>	<u>100</u>
【同左】		
インド通貨	<u>500</u>	<u>300</u>
【同左】		
大韓民国通貨	<u>400</u>	<u>200</u>
メキシコ通貨	【同左】	<u>300</u>
【同左】		
サウジアラビア通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
スウェーデン通貨	<u>300</u>	<u>150</u>
シンガポール通貨	<u>200</u>	<u>100</u>
【同左】		
アメリカ合衆国通貨	【同左】	<u>150</u>
【同左】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \tilde{R}_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\tilde{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \tilde{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta \tilde{R}_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta \tilde{R}_{short,c}(t) = \tilde{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

<u>$\Delta S_{short,c}(t)$</u> は、短期金利上昇に関する金利変動幅 [h～q 略] 【附る。】	【(第三十一面) ～ (第三十八面) 略】
<u>$\Delta R_{short,c}(t)$</u> は、短期金利上昇に関する金利変動幅 [h～q 同左] <u>ⅰ</u> この面における口欄、二欄及び三欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。	【(第三十一面) ～ (第三十八面) 同左】

(別添様式第三号)		(第一面)
(単位：百万円)		OV1：リスク・アセットの概要
[略]		[注]
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。		
[a～ww 略]	xx 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第百六十一条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。	
[yy～ccc 略]	(第二面)	
CR1：資産の信用の質	(単位：百万円)	
[略]		
[注]		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。		
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率報告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率報告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。		
[a～j 略]	k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率報告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率報告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率報告示第百八十八条第	

(別添様式第三号)		(第一面)
(単位：百万円)		OV1：リスク・アセットの概要
[同左]		[注]
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。		
[a～ww 同左]	xx 項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率報告示第百六十一条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。	
[yy～ccc 同左]	(第二面)	
CR1：資産の信用の質	(単位：百万円)	
[同左]		
[注]		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率報告示において使用する用語の例によるものとする。		
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率報告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率報告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。		
[a～j 同左]	k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率報告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率報告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、自己資本比率報告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上	

一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスボージヤーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと(資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。)	
[1～p 略]	
(第三面)	
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動	
(単位：百万円)	
[略]	
(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。))に係る信用リスクは対象外とする。	
a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスボージヤー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスボージヤーを含む。)に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。	
[b～i 略]	

延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボージヤーをいう。)に該当するエクスボージヤーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスボージヤーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと(資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。)	
[1～p 同左]	
(第三面)	
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動	
(単位：百万円)	
[同左]	
(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。))に係る信用リスクは対象外とする。	
a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスボージヤー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスボージヤーを含む。)また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスボージヤーをいう。)に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。	
[b～i 同左]	

		(第四面)
CR3：信用リスク削減手法		(単位：百万円)
[略]		
(注)		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。		
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。		
[a～d 略]		
e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。		
[f～m 略]		(第五面)
		(単位：百万円、%)
CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果		
[略]		
(注)		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ		

		(第四面)
CR3：信用リスク削減手法		(単位：百万円)
[同左]		
(注)		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。		
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に係る信用リスクは対象外とする。		
[a～d 同左]		
e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。）また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞償還に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合においては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理償還に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを含む。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。		
[f～m 同左]		(第五面)
		(単位：百万円、%)
CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果		
[同左]		
(注)		
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ		

るものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 略]

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートジョーを除く。）」の項には、延滞エクスポートジョー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートジョーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[gg～pp 略]

(第六面)
(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポートジョー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～bb 略]

cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートジョーを除く。）」の項には、延滞エクスポートジョー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートジョーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

るものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～ee 同左]

ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートジョーを除く。）」の項には、延滞エクスポートジョー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートジョーをいう。ただし、同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポートジョーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[gg～pp 同左]

(第六面)
(単位：百万円)

CR 5 a：標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポートジョー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～bb 同左]

cc 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポートジョーを除く。）」の項には、延滞エクスポートジョー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポートジョーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポートジョーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上

[dd～ji 略]

【(第六面の二) ～ (第二十三面) 略】

(第二十四面)

(単位：百万円)

I R B B 1：金利リスク	
【略】	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a・b 略]

- c この面において「上カペラレベルメント」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「ペラレベルメントに関する金利変動幅（ベージンス・ポイント）」を加える金利ジョックをいう。

通貨	ペラレベルメントに関する金利変動幅（ベージンス・ポイント）
【略】	
オーストラリア通貨	<u>350</u>
【略】	
スイス通貨	<u>175</u>
中華人民共和国通貨	<u>225</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>225</u>
英国通貨	<u>275</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>225</u>
【略】	
インド通貨	<u>325</u>
【略】	
大韓民国通貨	<u>225</u>

しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd～ji 同左]

【(第六面の二) ～ (第二十三面) 同左】

(第二十四面)

(単位：百万円)

I R B B 1：金利リスク	
【同左】	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。

[a・b 同左]

- c この面において「上カペラレベルメント」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「ペラレベルメントに関する金利変動幅（ベージンス・ポイント）」を加える金利ジョックをいう。

通貨	ペラレベルメントに関する金利変動幅（ベージンス・ポイント）
【同左】	
オーストラリア通貨	<u>300</u>
【同左】	
スイス通貨	<u>100</u>
中華人民共和国通貨	<u>250</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>200</u>
英国通貨	<u>250</u>
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	<u>200</u>
【同左】	
インド通貨	<u>400</u>
【同左】	
大韓民国通貨	<u>300</u>

【略】	
サウジアラビア通貨	275
スウェーデン通貨	275
シンガポール通貨	175
【略】	
南アフリカ共和国通貨	325
【略】	

d 【略】

e この面において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta S_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\bar{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\bar{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{S}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
【略】		
オーストラリア通貨	425	300
【略】		
カナダ通貨	275	175
スイス通貨	250	200
【略】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	350	200

【同左】	
サウジアラビア通貨	200
スウェーデン通貨	200
シンガポール通貨	150
【同左】	
南アフリカ共和国通貨	400
【同左】	

d 【同左】

e この面において「ステイナーク化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「ステイナーク化に関する金利変動幅」という。）を加える金利ショックをいう。

$$\Delta R_{steepener,c}(t) = -0.65 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\bar{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\bar{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{steepener,c}(t)$ は、ステイナーク化に関する金利変動幅

c は、通貨（以下この面において同じ。）

t は、将来の期間を年数で表した値（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

$\bar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅（ベース・ポイント）」（以下この面において同じ。）

x は、4（以下この面において同じ。）

通貨	短期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅 (ベース・ポイント)
【同左】		
オーストラリア通貨	450	200
【同左】		
カナダ通貨	300	150
スイス通貨	150	100
【同左】		
欧州経済通貨統合参加国通貨	250	100

英国通貨	425	250
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	375	200
【略】		
インド通貨	475	225
【略】		
大韓民国通貨	350	225
メキシコ通貨	【略】	200
【略】		
サウジアラビア通貨	375	250
スウェーデン通貨	425	200
シンガポール通貨	250	225
【略】		
アメリカ合衆国通貨	【略】	225
【略】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta S_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{S}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta S_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta S_{short,c}(t) = \bar{S}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 略】

【附。】

英国通貨	300	150
中華人民共和国（香港特別行政区）通貨	250	100
【同左】		
インド通貨	500	300
【同左】		
大韓民国通貨	400	200
メキシコ通貨	【同左】	300
【同左】		
サウジアラビア通貨	300	150
スウェーデン通貨	300	150
シンガポール通貨	200	100
【同左】		
アメリカ合衆国通貨	【同左】	150
【同左】		

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta R_{flatener,c}(t) = 0.8 \cdot \left(\bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \bar{R}_{long,c} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

$\Delta R_{flatener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅（以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。）を加える金利シヨックをいう。

$$\Delta R_{short,c}(t) = \bar{R}_{short,c} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

【h～q 同左】

⒆ この面における口欄、ニ欄及びヘ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

〔第二十五面〕～〔第三十面〕 略

〔第二十五面〕～〔第三十面〕 同左

(別添様式第七号)	(別添様式第七号)
(第一面)	(第一面)
(単位：百万円)	(単位：百万円)
OV1：リスク・アセットの概要	OV1：リスク・アセットの概要
[略]	[同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～uu 略] vv 項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウエイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 [mw～aaa 略]	(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～uu 同左] vv 項番23「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十一条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウエイトが適用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 [mw～aaa 同左]
【(第二面) ～ (第六面) 略】	【(第二面) ～ (第六面) 同左】
備考 表中の「」の記号は注記を要する。	

附 則

この告示は、令和七年三月三十一日から適用する。ただし、別紙様式第二号第三十面及び別紙様式第三号第二十四面の改正規定は、令和八年三月三十一日から適用する。